

佐倉市水道事業使用水量認定要綱

(平成18年佐倉市水道部告示第1号)

(趣旨)

第1条 この告示は、佐倉市水道事業給水条例（平成10年佐倉市条例第22号。以下「条例」という。）第30条及び佐倉市水道事業給水条例施行規程（平成10年佐倉市水道部管理規程第1号）第13条の規定による使用水量の認定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計量水量 水道メーター（以下「メーター」という。）により計量した水量をいう。
- (2) 基準水量 前四箇月の使用水量の2分の1又は前年同期の使用水量のうちいずれか少ない水量をいう。ただし、これによりがたいと認められるときは、日割計算により求めた料金調定の基準となる期間（以下「調定期間」という。）内の推定使用水量とする。
- (3) 使用水量の認定 従量料金の調定基礎である使用水量をメーターにより計量することができない場合に、調定期間内の使用水量を推定することをいう。
- (4) 漏水限度水量 基準水量が20立方メートル未満の場合は60立方メートル、20立方メートル以上の場合は基準水量の3倍の水量をいう。
- (5) 赤水限度水量 基準水量又は計量水量のうちいずれか少ない水量の8割の水量をいう。この場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第3条 条例第30条第1項第1号に規定する「メーターに異常があったとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) メーターの不作動
- (2) メーターの進行不順
- (3) メーターからの漏水
- (4) メーター指針の破損
- (5) 指針が読みとれない文字盤の曇り
- (6) その他メーターの異常

第4条 条例第30条第1項第2号に規定する「使用水量が不明のとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 使用者が管理する給水装置の異常による自然漏水があり、調定期間内に修理を完了したとき。ただし、使用者が適切な管理を怠ったと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 使用者が管理する給水装置の異常による自然漏水があり、やむを得ない事由により調定期間内に修理を完了できなかったとき。ただし、使用者が適切な管理を怠ったと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 水道工事、給水制限、断水又は水道管洗浄作業等により濁水が生じ、使用者が給水装置から排水したとき。
- (4) 水道工事、給水制限、断水又は水道管洗浄作業等により濁水が生じ、使用者又は給水装置所有者の管理する貯水槽に濁水が混入したため、貯水槽の水を排水したとき。
- (5) 使用者の不在等やむを得ない事由によりメーターの点検が行えないとき。
- (6) 使用者が無届けで退去した場合に、その退去した使用者の使用水量を推定するとき。
- (7) その他使用水量をメーターにより計量することができないと認められるとき。
(使用水量の認定の方法)

第5条 使用水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) 第3条並びに前条第5号及び第6号に規定する場合は、基準水量とする。
- (2) 前条第1号に規定する場合は、次の算式による。ただし、計算後の水量が漏水限度水量を超える場合は、漏水限度水量とする。

$$\text{使用水量} = \text{基準水量} + \frac{\text{計量水量} - \text{基準水量}}{3}$$

- (3) 前条第2号に規定する場合は、基準水量とする。この場合において、計量水量から基準水量を差し引いた水量は、次回の計量水量に加えるものとする。
- (4) 前条第3号に規定する場合は、次の算式による。ただし、計算後の水量が赤水限度水量を下回る場合は、赤水限度水量とする。

$$\text{使用水量} = \text{計量水量} - (\text{排水時間} \times 2 \text{ 立方メートル} \times \text{排水蛇口数})$$

- (5) 前条第4号に規定する場合は、次の算式による。ただし、計算後の水量が赤水

限度水量を下回る場合は、赤水限度水量とする。

使用水量＝計量水量－貯水槽容量

(6) 前条第7号に規定する場合は、その都度、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が前各号に準じて定めた認定方法による。

（認定の手續）

第6条 水道使用者又は給水装置所有者は、第4条第1号に規定する場合において使用水量の認定を受けようとするときは、給水装置の修理完了後速やかに給水装置修理完了報告書（別記様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、水道料金徴収事務受託者（以下「受託者」という。）にその旨を通知するものとする。

3 第4条第1号に該当する場合は、受託者は、使用水量認定受付票（漏水）（別記様式第2号）を添付して、漏水減免申請書（別記様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

4 第3条又は第4条第5号から第7号までのいずれかに該当する場合は、受託者は、使用水量認定伺い書（メーター異常等）（別記様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

5 第4条第2号に該当する場合は、受託者は、使用水量認定伺い書（漏水）（別記様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

6 第4条第3号又は第4号に該当する場合は、受託者は、使用水量認定受付票（赤水）（別記様式第6号）を添付して、赤水減免申請書（別記様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

7 管理者は、第3項から前項までの規定により漏水減免申請書、使用水量認定伺い書又は赤水減免申請書の提出があった場合であって、その内容を審査し適正であると認めるときは、当該提出書類の写しに認定した旨を明記の上、これを受託者に交付するものとする。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

給水装置修理完了報告書

平成 年 月 日

(あて先) 佐倉市上下水道事業管理者

住 所
(申請者) 氏 名 印
電話番号

佐倉市 番地 の漏水箇所を修理し完了しましたので、次のとおり報告します。

1	修理依頼年月日	年 月 日
2	お客様番号	
3	水栓番号	
4	漏水箇所	
5	修理完了年月日	年 月 日
6	漏水等の原因	
7	指定工事店名	

※ 水道部への提出が遅れた場合は、減免できない場合もあります。